

令和8年1月（第1回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和8年1月20日（火）18:00～19:30

市役所本庁舎 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

澤田 英人 委員

3. その他議場に参加した者

濱原教育部長、大石教育総務課長、島谷教育総務副課長、上田教育総務係長、高下教育施設課長、叶屋学校教育課長、長嶺学校教育副課長、藤澤主任、平塚学校教育課指導主事、藤井教育支援課長、國崎教育支援課長同格

4. 傍聴者

なし

5. 要 旨

教 育 長：ただ今から、令和8年1月20日、第1回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため、会議として成立していることを最初に報告します。はじめに、前回12月16日開催の第14回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、第14回の議事録について承認とさせていただきます。次に、会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は澤田委員にお願いします。

教 育 長：本日の議題は、議案第1号「宇部市学校施設長寿命化計画改定について」、議案第2号「学校教育法施行細則の改正について」、議案第3号「宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の改正について」、議案第4号「令和7年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果について」、議案第5号「令和6年度児童生徒の不登校等の状況について」の5件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となります。また教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

教 育 長：異議がないようですので、本日の議題は全て公開とさせていただきます。はじめに、議案第1号「宇部市学校施設長寿命化計画改定について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：教育施設課から説明します。この学校施設長寿命化計画ですが、令和3年3月に初版として作成をしたものです。本計画の上位計画には総合管理計画があり、今の公共施設については、スクラップアンドビルドではなく、少しでも長く使っていこうといった方針が総合計画に定められています。この度、計画策定から5年経過しますので、学校施設の維持管理、整備状況や学校施設を取り巻く社会状況の変化を踏まえまして、本計画の一部を見直し改定するものです。ま

ず第1章の計画の背景と目的の部分の4ページをご覧ください。5年間の実績及び成果を記載しています。蛍光灯の製造停止決定など社会情勢の変化や施設の劣化の進行状況等を踏まえ、事業内容や優先度の見直しを行いながら概ね計画通りに進捗しています。また、学校施設の耐震化については100%完了し、劣化した外壁等を改修することにより、建物の健全性が向上しました。また、児童生徒数に対して必要なトイレの洋式化や空調設備の設置をするなど機能向上を図り、この5年間の実績事業費といたしましては、約59億5300万円となっています。第2章は上位関連計画の整理として、まず公共施設等総合管理計画が6ページから7ページに記載があり、この計画について令和5年3月に一部改定がありましたので、その記載内容に変更しています。8ページには、教育振興基本計画を記載しており、この部分につきましても第二次の内容に修正をしています。そして9ページには、新たに適正規模・適正配置計画を追加しています。第3章については、学校施設の運営状況、活用状況等の実態を記載しています。建物面積については、体育館の建替えにより、微増という状況になっています。そして児童生徒数の推移ですが、18ページに全体的な数字を記載しています通り、減少傾向にあります。しかしながら、学級数の推移については、特別支援学級等の増加により、全学級数とすれば微増しています。次に第4章では、学校施設の老朽化の実態を記載しています。前回からあまり変化はありませんが、令和2年度に調査したものから令和7年度へアップデートしています。25ページには、学校施設全体の状況を記載しています。躯体以外の健全性の評価結果が、令和2年度から令和7年度までの5年でどのように変化があったかが分かります。31ページの第5章では、学校施設に求められる機能の把握を記載しており、ニーズ調査のためのアンケート調査を実施しました。今回は、教職員、小学校5年生と中学校2年生、学校運営協議会、PTAに拡大してアンケート調査を実施しています。第6章にはアンケート調査を実施して抽出した課題を整理しています。38ページからの第7章には、学校施設整備の基本的な方針を記載しております。目指すべき姿や基本方針がはっきりと分かるように文言の整理をしています。39ページをご覧ください。この度、新たに基本方針の5「学校施設規模の適正化の推進」そして、基本方針の6「脱炭素化による環境配慮の推進」を追記しています。45ページの第8章では、対象施設の整理やコストの見通しを記載しています。この長寿命化計画は予防保全型と言われており、適切な時期に防水施工をする、外壁改修をするなどを繰り返すことにより、劣化を防ぎ、支出を抑制するという考え方で。よって、大きく、綺麗な学校を作ること必要ですが、今ある学校をいかにより良く、長い間使用していくかも大事になってくると考えています。57ページは、第9章計画の継続的運用としており、学校施設マネジメントに向けた検討フローと推進体制等の整備を記載しています。以上、短時間で変更点等を申し上げましたが、基本的には前計画と方針の変更はありません。新たに追加したもの、そして、この5年間の社会情勢の変化を加えていったという状況

です。この計画や方針について、ご意見をいただきたいと思いますので、2月の初旬までにお気づきがありましたら、ご連絡をお願いします。

教 育 長：本日、説明を受けましたが膨大な資料になりますので、承認まで少し時間を取り次回の承認としてもろしいですか。

事 務 局：結構です。

教 育 長：それでは、2月に改めてご意見を受け付けさせていただき、その後承認をいただきたいと思います。その他、現時点で質問等あればお願いします。

委 員：児童生徒へのアンケート調査ですが、広さや明るさという項目は、学校の古いとか新しいに関係ないと思いますが、安全性については、学校の建築年により学校ごとに差が出てくると思いますので、項目を一緒にまとめられると不公平な気がしますがいかがですか。

事 務 局：安全性の部分は、学校から相談をいただければ、個別改修という形で対応しています。実際に古い学校と新しい学校では、施設的にはどうしようもない部分もありますが、安全性は必ず担保するという形で事業を進めています。

委 員：アンケートの有効回収率ですが、児童生徒は6割をいずれも超えています、教職員については5割足らずとなっています。忙しいのは重々承知ですが、もう少し意識を持っていただきたいと思いますがいかがですか。

事 務 局：お忙しい中、教育委員会から急にお願いした部分もあり、もっと早くからアンケートを配布して、余裕を持って回収できればよかったと反省点があります。次回はその反省点を生かして、余裕を持って回収するという事で進めていきたいと思います。

委 員：今回、新たに追加された適正規模・適正配置計画の部分ですが、これまで工事をしてきた部分と適正規模で造成されていくところがどのように関わっていくのかが気になります。特に、藤山小学校は体育館が綺麗になっていますが、今後、小中一貫校として建設されていくのに、その施設をどのように残していくのか、活用していくのか計画に入れられないのですか。

事 務 局：大きな考え方として、今回の長寿命化計画はあくまで施設を75年間維持するためにどうするかという部分と、社会情勢の変化の中、間髪入れず、個別改修をしなければならない部分があると思います。藤山小学校は建替わるのが決定しているので、財政状況を鑑みて、エアコンを整備するのであれば、移動式のエアコンを設置するなど、子どもたちの安全性を第一に考えると同時に、適正規模・適正配置計画の中に書いてある学校については、中長期的な視点を考慮しながら、検討していきます。

教 育 長：厳しい財政状況ではありますが、教育内容と教育環境は、常にしっかりと整備していく必要がありますので、皆様からご意見を伺いながら進めていきたいと思います。続きまして、議案第2号「学校教育法施行細則の改正について」、議案第3号「宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の改正について」、事務局から併せて説明をお願いします。

事務局：それでは議案第2号「学校教育法施行細則の改正」について、ご説明申し上げます。本市では基幹業務システム内の学齢簿システムを利用し、児童生徒入学期日通知書を打ち出していますが、当該基幹業務システムが、国が示す標準化基準に適合したシステムに令和8年2月24日付けで移行されることに伴い、当該通知書の第1号様式を標準仕様の様式に変更するものです。続いて、議案第3号「宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の改正」について、ご説明申し上げます。現在、市民課窓口においては、総合窓口システムを利用し、就学学校変更願及び就学学校選択届の代理受付を行っていますが、当該システムが令和8年2月24日付けで更新されることとなり、新システムにおいても代理受付が可能な様式に変更するものです。

教 育 長：この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

教 育 長：ないようですので、議案第2号「学校教育法施行細則の改正」及び議案第3号「宇部市立小中学校の通学区域に関する規則の改正」は承認ということでしょうか。

教 育 長：それでは承認とさせていただきます。続きまして、議案第4号「令和7年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局：議案第4号「令和7年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果について」、お手元の資料に沿ってご説明いたします。まず、1の体力合計点のグラフをご覧ください。このグラフは、全国体力・運動能力・運動習慣等調査における合計点の平均の推移です。小中学校とも、全国や県と同様、本市も年々緩やかに上昇してきています。中学校男子については、令和7年度も全国平均を上回る結果となりました。小5男女については、全国、県の平均との差が年々小さくなってきています。続いて、2のT得点についてのグラフをご覧ください。こちらのグラフは、各種目別に全国や県の平均と比較したものです。ちなみに、T得点とは偏差値のようなもので、全国平均値を50としています。小学校5年生において、男女ともに全国及び県を下回っている種目は、握力、長座体前屈、立ち幅跳びの3種目で、中学校2年生においては、長座体前屈、立ち幅跳び、ハンドボール投げの3種目です。つまり、本市の児童生徒の傾向として、長座体前屈といった柔軟性に課題があることがわかります。また、立ち幅跳びやソフトボール投げ、ハンドボール投げなど、試技に技術の必要な種目についても課題が見られます。続いて、3の合計点の下位の児童生徒の割合についてのグラフをご覧ください。こちらのグラフは、全8種目の総合評価がDまたはEだった児童生徒の数の割合をグラフに表したものになります。合計点によってAからEの5段階に評価したものです。全国や県は緩やかな増減がありますが、本市は年々減少しており、全国や県との差が小さくなっています。今後も引き続き、総合評価が中程度の記録にも届いていない、児童生徒の体力を引き上げていくことが課題です。最後に、4の全国の合計点の平均を100とした場合の本市の指標についてご覧ください。この表は、全国の合計点の平均を1

00とした場合の本市の指標です。来年度の目標は、本市の児童生徒の体力を全国と同水準まで引き上げていく、つまり小中学校男女とも合計点の平均を100にすることです。この目標をクリアするため、今年度の取組を継続しながら、柔軟性や投げる力などの課題に意識的に取り組むとともに、スポーツの魅力や運動への興味に触れる機会を増やし、体力合計点下位の児童生徒の割合を減少させることが重要だと考えます。説明は以上です。

委員：昨年度の結果を改善するために取り組まれた内容を教えてください。

事務局：柔軟性などについては継続的な課題がありますので、小学校体育の授業でジャックナイフストレッチや県が作成したドラえもん体操などを準備運動に取り入れ、継続的に取り組んでいます。今年度新たに力を入れた部分は、県の事業にはなりますが、レノファ山口やパッツファイブなどのプロスポーツチームの選手に来てもらい、体育の授業で指導してもらおうとか、スポーツテストの際にデモンストレーションを行ってもらい、指導を受けるなど、いくつかの学校に試験的に取り組んでもらっています。

委員：中学校はいかがですか。

事務局：県の事業が小学校だけとなっていますので、中学校ではそれがまだできていない状況です。

委員：部活動が今から地域展開する中で、部活動に入らない生徒たちがスポーツに触れる機会がどうなるか分からない状況の中で、授業だけでどこまでスポーツに関われるかが重要だと思いますが、課題としてはどのように考えられていますか。

事務局：小学生の記録から中学生になると、男子は全国平均を上回っているように、運動習慣が出来上がっていると思いますので、まだ数年先ですが、中学校の部活が地域展開された際に、子どもたちが活動の機会を失わないように、地域展開室としても考えているところです。やりたい種目がないからできないではなく、そういった機会を作ることが大切だと考えています。

委員：例えば、神原小学校だと朝からみんなでサッカーをしていたり、学校ごとに傾向に違いがあり、学校によって対応も変わってくると思いますが、そういった傾向も把握していますか。

事務局：スポーツテストの結果を学校から提出してもらうので、学校ごとには、傾向は把握できる状況です。

委員：それに応じての何か対応を変えていただくということが出来ますか。

事務局：学校ごとの対応事例ももちろん考えますが、実は学校の文化に大きく影響しているところもあります。つまり、遊びの中でスポーツをたくさん取り入れていくとか、休み時間には運動場に出させる等を積極的に勧め、子どもたちに体力を向上させようという意識を持たせず、やっていたらいつの間にか力がついていたという状況を、上手に持って行かせるやり方を小学校ではしています。中学生については、今からどういった運動でどういうことをするのかという目的を明確にして、意識させて取り組むということが非常に向いていると思います。

教 育 長：他にご意見等ないようですので、議案第４号「令和７年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果について」は承認ということによろしいですか。

教 育 長：それでは承認とさせていただきます。続きまして、議案第５号「令和６年度児童生徒の不登校等の状況について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：「児童生徒の問題行動、不登校と生徒指導上の諸課題の現状について」の調査結果について、１０月末に文科省そして山口県が公表しておりますので、宇部市の状況について、「暴力行為」、「いじめ」、そして「不登校」の３つの項目について、ご説明させていただきます。

事 務 局：１０月２９日に全国山口県版が公表されましたので、比較のために、宇部市・山口県・全国と３段に分けて説明をさせていただきます。まず、暴力行為についてですが、全国、県、本市も過去最多の発生件数を把握しています。その中で、一番多かったのが生徒間暴力で１４０件、次いで、対教師暴力、器物損壊という順番になっています。続きまして、いじめの認知件数ですが、全国の発生状況は、報道の通り過去最多、県は、前年度より７３件の減少となっています。本市のいじめ認知件数については、小中ともに減少となっていますが、引き続き、本市独自の週１回のいじめアンケートや細やかな教育相談の中から、早期発見に努める必要があると考えています。その中でも、いじめの重大事態ですが、本市では平成３０年に中学校で１件の重大事態がありましたが、それ以降重大事態は発生していません。今年度から、「いじめ対策推進支援員」を「学校安心コーディネーター」として、日頃のいじめの未然防止に取り組んでいるところです。次に、不登校についてです。全国及び県の公表された人数は、過去最多の不登校児童生徒数となっています。本市についても４４６人で、過去最多の人数になっており、小学校は２７人の増加、中学校では３１人の増加となっています。たくさんの課題を抱えておりますが、不登校の人数にとらわれるのではなく、子どもたちが安全安心な居場所のある魅力ある学校づくりや、子ども同士の関わり合いのある授業を中心に取り組んで行く必要があると考えています。

委 員：いじめや暴力発生件数が、過去最多に増えている理由は何だと分析していますか。

事 務 局：すべてがそうではないと思いますが、要因の１つとして、コロナによって子ども同士の関わりが薄れていた時期が数年続いてしまい、子ども同士での付き合い方の学習が減ってしまいました。日常生活が戻りつつある中で、そういった学習はこれからですので、そういう部分でトラブルがあるというのは、要因の１つだと感じています。

委 員：私も日々子どもと関わっている中で、人との距離感やコミュニケーションの取り方が、あまり上手じゃないなと思う所があります。自分の感情が表に出てしまい、手が出てしまったり、言葉で解決しようとししない部分は、すごく感じていますので、授業の中での対話を通して繰り返していくことが大事なのかなと思います。

- 委員：資料では、暴力発生件数やいじめ、不登校の件数がそれぞれ別々に計上されていますが、例えば同じ学校で発生したり、該当している児童生徒さんが同じであるなどというのは、どの程度把握されていますか。
- 事務局：把握はできます。各学校から提出をしていただいたものについて、こちらの方で集計分析をしています。
- 委員：同じ学校で起きているとか、同じ生徒が関わっているという状況や傾向を把握することが解決に向けた1つでもあると思います。特に暴力の中で、対教師に対する暴力の件数は、どの学校で起こっていて、どういう場合に起きたのか、因果関係が見えてこないと解決が難しいと思います。個人情報の問題もあり難しいとは思いますが、そういった背景のところをしっかりと見ていただきたいと感じています。
- 委員：今、暴力行為といじめと不登校について、ご説明いただきました。全国的な動きを見ると、3つの項目どれを見ても過去最多というような表現されていますが、その中で宇部市は、いじめについては減少傾向にあります。こういった取組に成果が出たと認識されていますか。
- 事務局：授業の中での子ども同士の学び合いや関わり合いを通した授業をしていることで、子ども同士の上手な関わり方が少しずつ出来てきていると思いますし、教職員の日頃の見取りや教育相談も成果の1つだと感じています。
- 委員：今言われた学び合いはもちろんです。宇部市全体で取り組んでいるスクールワイドPBSで、いじめの減少のみならず、一時的な感情で起こる暴力にも良い影響を及ぼしてくれたらという期待を持っています。
- 委員：最近報道でも出ていますが、凄まじい暴力事件が動画で配信されていたりする状況を見ると悲しいですが、監視カメラをつけて、抑止力を持ってそういった事件を減らしていくという事も検討しなければならないと思いますが、何か検討されていますか。
- 事務局：監視カメラについてですが、外からの不審者対策ということで来年度予算に計上したいと考えています。あくまでも内ではなく外からの侵入対策としていますが、カメラをつけることによって、そういった案件にも一定の抑止効果は期待できるものと思っています。
- 教育長：全国的にも、防犯カメラや監視カメラは話題には出てきています。カメラ設置により、犯罪発生率は極端に下がり、抑止力には一定の効果があるとされています。学校というと閉ざされた社会の中で、個人情報や人権問題がありますが、今から予算計上して承認されれば、来年度から設置していきたいと思っています。
- 教育長：ほかにご意見、ご質問がないようですので、その他の事項として「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局：12月は1件の寄附がありました。令和7年12月3日匿名の方から、平成24年度から通算164回目となる5千円の寄附を交通遺児のためとしていただきました。報告は以上です。
- 教育長：本日の議題等については以上となりますが、事務局から何かありますか。

事務局：次第にはありませんが、学校給食の無償化について、今の状況を簡単にご説明いたします。報道等にもありますが、給食の無償化が来年度から小学校で実施とされていますが、具体的に制度設計がまだ示されておらず、内容を詰められてないという状況です。そういった中で、12月19日に国からの通知で、無償化が決定したという知らせを受けましたが、その決定についてもどのように無償化にするかは、正式に決まっていません。給食無償化といいながら、給食を無償にするという考え方ではなく、自治体へ費用負担することで自治体を支援しますという考え方です。つまり、自治体が給食を提供するにあたり、国と県で2分の1ずつ実際に費用負担を行うという形が考えられています。負担については、公立の小学校に通う5月1日時点の児童数を基準に、月に5,200円を11カ月分とされています。月に5,200円で、月20回の給食だとしたら、1回260円となりますが、実際の費用は330円が必要になることが見込まれています。その不足分については、保護者から徴収するか自治体の負担となりますが、国は自治体の判断に任せるとしています。そういったことも含めて、4月から始めるよう準備を進めています。一方で、衆議院の解散があり、予算成立も見通せない状況になっています。暫定予算となれば、この新規事業が組めない可能性もあり、色々と懸念事項がありますが、基本的には、小学生は4月から給食無償ということで、宇部市は進めていこうと思います。今後の報道等にも注視していただければと思います。

委員：一度無償化になっても、今後国の無償化が解消された場合には保護者から再度徴収するようになるのですか。

教育長：可能性はゼロではないとは思いますが、その場合でも市が負担するようになると思います。

事務局：そうなった場合、質が下がることを懸念される方もいらっしゃると思いますので、そうならないように教育委員会も尽力します。

教育長：本日の議題等については以上となりますが、他にご意見等なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了します。